

文化の振興に関する基本計画

四日市市文化振興ビジョン

令和4年3月

四日市市

目 次

I. 四日市市文化振興ビジョンの更新について

1. 文化振興ビジョン更新の趣旨…………… 1
2. 文化振興ビジョンの位置づけ…………… 2
3. 文化振興ビジョンで取り上げる「文化の領域」、「市民の定義」
及び「文化力の定義」…………… 2

II. 文化行政の現状と課題

1. 関係法令等の制定・改正…………… 4
2. 文化芸術をめぐる社会情勢…………… 5
3. 新総合計画と文化振興ビジョン…………… 7
4. 四日市市の文化振興の目指す姿と現状と課題…………… 7

III. 四日市市の文化振興の基本目標と基本方向…………… 9

1. 文化振興の基本目標…………… 10
2. 文化振興の基本方向…………… 10

IV. 四日市市の文化行政の取り組みの方向性

1. 文化行政の3つの資源…………… 13
2. 市民文化政策…………… 13
3. 都市文化政策…………… 16

V. 文化振興ビジョンの推進に向けて

1. 文化振興ビジョンにおける行政、財団、市民の役割について………… 20
2. 市民協働による推進…………… 22

VI. 施策の進行管理と評価…………… 23

(参考資料)

- 文化振興の推進イメージ…………… 24
- 「四日市市文化振興ビジョン」の評価指標（数値目標）…………… 25

I. 四日市市文化振興ビジョンの更新について

1. 文化振興ビジョン更新の趣旨

本市では、文化を生かした個性豊かな地域づくりを行うことを目的とした「四日市市文化振興条例」が、平成14年10月に施行されました。この条例では、文化振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化の振興に関する基本計画（文化振興ビジョン）の策定が位置づけられています。また、同条例に基づいて文化の振興に関する事項について調査審議するために設置された四日市市文化振興審議会において、文化振興の新たな指針となる「四日市市文化振興ビジョン（案）」の答申を受けました。

この答申を踏まえ、基本計画としての文化振興ビジョンを平成17年3月に策定しましたが、文化芸術政策に関する指針は、徐々に時代からずれていくこともあるため、現代の社会状況に適合するように適宜見直しを行う必要があります。近年では、文化芸術振興基本法の文化芸術基本法への改正（平成29年）や障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定（平成30年）など、文化芸術を取り巻く状況の変化に対応するための手立てがとられてきました。

さらに、現在では、新型コロナウイルス感染症対策と文化活動の両立といった課題や、少子高齢化、社会的格差の拡大といった社会の急速な変化にも直面しています。

こうしたわが国における文化行政の取り組みに倣うとともに、本市の文化を取り巻く社会背景の変化への対応を行い、令和2年度から施行された「四日市市総合計画（2020年度～2029年度）」（以下「新総合計画」という。）との整合性を図るため、四日市市文化振興審議会に対し、今後の新たな指針となる「四日市市文化振興ビジョン（更新案）」について意見聴取を行い、それを踏まえ、文化振興ビジョンを見直します。

見直しにあたっては、「文化は、すべての人間に与えられた人権である」、「文化の担い手は市民である」などの基本的な考え方を継承します。そして、文化芸術を取り巻く状況の変化やこれまでの取り組みの実績と課題を踏まえながら、新総合計画に則り整理を行い、将来における本市の文化のあり方を方向付けていきます。なお、この方向付けにあたっては、文化芸術基本法で幅広い関連分野における施策が

対象となったことや、劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針（平成25年文部科学省告示第60号）で教育機関や福祉施設等との連携の強化が求められていることを踏まえ、各種機関・団体との連携・協力関係を推進するものとします。

今後は、更新した文化振興ビジョンに基づいた新たな実施計画を早急に更新し、全庁を挙げて文化政策を総合的かつ計画的に実施します。

2. 文化振興ビジョンの位置づけ

本市の文化行政は、四日市市文化振興条例に基づき、「市民が文化と触れ合う機会を充実し、かつ、市民の自由で自主的な文化活動を促進するための環境整備を行うことにより、地域の個性や魅力の礎となる文化の醸成を図る」ことを基本方針としています。この方針に基づき、「多様な文化活動の促進」「文化の担い手の育成」「伝統文化の保全及び継承」「文化交流の促進」「文化に関する情報の発信」「文化を創造する環境づくり」の6つを施策の柱として進めています。

3. 文化振興ビジョンで取り上げる「文化の領域」、「市民の定義」及び「文化力の定義」

（1）文化の領域

文化は、人の生活にかかわるものすべてを意味し、日々の生活や人とのふれあいの中から生まれる有形、無形のものであり、人とまちに活力と美しさをもたらします。

こうしたことから文化は、日常的な活動から非日常的な活動、つまり衣・食・住の中で創造されるものから芸術・学術、さらには生活文化やスポーツ、宗教に至るまで、非常に広範囲に及ぶことから「人の生きざまそのもの」といえます。

このように「文化」の概念は広範で、人によってその解釈も異なりますので、文化振興ビジョンの策定にあたっては、あらかじめ「文化の領域」を設定しておく必要があります。

そこで、この文化振興ビジョンで取り上げる「文化の領域」は、概ね次のとおりとします。

- 芸術・学術
- 市民主体の文化活動

- 歴史・伝統文化
- 文化財
- 文化的なまちづくり

(2) 市民の定義

この文化振興ビジョンで言う市民とは、個人だけでなく、文化活動を行う市民団体等各種団体、市内で活動する企業などの各種法人も含まれています。また、住民である市民だけでなく、市内の企業に勤めていたり、通学していたり、文化活動をしていたりする人すべてを、本市の文化の担い手である「市民」と定義します。したがって、まちの文化を彩り、推進していく力の源は市民であり、まちの中に息づく伝統や文化活動など、その担い手はすべて市民です。また、それらの文化を享受するのも市民となります。

(3) 文化力の定義

文化力とは、文化の持つ、人々に元気を与え地域社会を活性化させて、魅力あるひとづくり・まちづくりを推進する力のことです。本市では、「元気な産業」と「輝く文化」との両輪の発展が、魅力的なひとづくり・まちづくりにつながると考えており、その一方を担う「輝く文化」を引き出すのが、文化力であるととらえています。

Ⅱ．文化行政の現状と課題

1．関係法令等の制定・改正

(1) 文化芸術基本法（文化芸術振興基本法）の改正

平成29年6月に、文化芸術に関する活動を行う人々の自主的な活動の促進を基本としながら、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かな国民生活と活力ある社会の実現に貢献することを目的として、文化芸術基本法が施行されました。これは、平成13年12月に成立した文化芸術振興基本法の改正法となるものです。改正された同法では、文化芸術に関する施策の推進にあたっては、文化芸術を創造し、享受するという誰もが等しく生まれながらに持っている権利を保障するための環境整備が図られなければならないとされています。加えて、文化芸術団体の果たす役割が明記されるとともに、国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者等の連携・協働についても新たに規定され、関連機関として、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等が挙げられています。また、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する活動への支援も推進されています。

(2) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律の制定

平成24年6月に、劇場、音楽堂等の活性化による実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者や行政の役割、基本的施策等を定め、心豊かな国民生活と活力ある地域社会の実現、国際社会の調和ある発展に貢献することを目的とした劇場、音楽堂等の活性化に関する法律が施行されました。同法では、劇場、音楽堂等を「人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造力を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である」と定義するとともに、社会包摂と地域コミュニティ形成の機能を持つことへの期待が述べられています。さらに教育機関（同法第15条）や福祉施設、医療機関等（同法第16条に関する文部科学大臣指針）との連携・協力が明記されました。

(3) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定

平成30年6月に、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮と社会参加の促進を図ることを目的とした障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が施行されました。同法には、施設のバリアフリー化や情報保障といった、障害者が文化芸術に触れられる機会の確保や権利の保護、施策の効果的な推進のための連携体制の確立などが規定されています。

(4) 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の制定

平成31年4月に、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的とした文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。同法によって行政は、これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会全体でその継承に取り組んでいくことのできる体制づくりの整備を行う権限を持つとされました。

2. 文化芸術をめぐる社会情勢

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大

令和2年1月28日に指定感染症に定められた新型コロナウイルス感染症は文化芸術の分野にも大きな影響を及ぼしました。同年3月11日にはWHOが同ウイルスがパンデミック（世界的大流行）となっているとの認識を示し、4月16日には国が全都道府県を対象として「緊急事態宣言」を発出しました。令和3年8月25日には、三重県を対象に2度目の「緊急事態宣言」が発出され、この宣言に伴い、本市では令和2年4月19日から5月31日まで、令和3年8月27日から9月30日までの間、文化会館や三浜文化会館などの市有文化施設はすべての貸館を停止しました。

こうした状況の中、多くの文化芸術活動は中止又は延期になりましたが、コロナ禍での新しい生活様式の中で文化芸術の表現方法の模索が行われています。舞台上での社会的距離を保った配置やオンラインでの動画配信など新たな表現や発信方法が取り入れられています。

(2) 少子高齢化

平成27年における本市の年齢区分別人口の割合をみると、子ども（15歳未満）では13.6%、現役世代（15～64歳）では62.0%ですが、令和27年には、それぞれ10.6%、55.2%となる見通しです。一方、高齢者（65歳以上）の人口は平成27年の24.5%から、令和27年には34.2%と大幅に上昇する見通しです。

少子高齢社会は、地域コミュニティの衰退や地域に根付いた伝統的な文化行事などの文化芸術の担い手不足などの要因となっています。こうしたことから、文化芸術の活用により次世代の担い手を育成することや地域のコミュニティを活性化することが必要とされています。

(3) 社会的格差の拡大

現在、経済的な貧困を中心にさまざまな要因により社会的格差が拡大しています。OECDの調査によると、その国の文化・生活水準と比較して困窮した状態を表す相対的貧困率について、日本の相対的貧困率は、平成30年は15.7%であり、日米欧主要7カ国（G7）のうち、日本は米国に次いで2番目に高い比率になっています。この相対的貧困状況は、学習・教育機会やさまざまな経験の機会を奪い、能力の発達、可能性や選択肢を失うことに繋がっています。このように、社会的格差が存在するという前提で、年齢、所得、障害の有無、地域にかかわらず、誰もが文化に触れる権利があるという視点に立って、文化施策を進めていくことが必要とされています。同時に、すべての人に社会参加の機会をひらく社会基盤となり得るといふ、文化芸術の持つ社会包摂の機能を活かしていくことも大切です。

3. 新総合計画と文化振興ビジョン

四日市市新総合計画が令和2年4月から進行しています。総合計画とは、長期的な視点で本市の目指すべき将来像を描いた上で、そのまちづくりの実現に向けて総合的かつ計画的に取り組んでいく基本となるものです。都市整備や産業、環境、教育など、さまざまな分野が対象になるとともに、行政だけではなく、市民、事業者など地域を構成するすべての主体が連携・協働していくという趣旨から、市の最上位の計画に位置づけられています。

一方、文化振興ビジョンは本市の文化振興に関する基本計画であり、総合計画より下位の計画であるため、これらは互いに対応していなければなりません。そこで、新総合計画に掲載された本市の文化芸術についての目指す姿、現状と課題、展開する施策に基づき、本ビジョンを見直すものとしします。

4. 四日市市の文化振興の目指す姿と現状と課題

(1) 目指す姿

- ① 未就園・未就学のときから文化芸術に触れる機会があり、文化芸術の次世代の担い手が育つ環境が整っている。
- ② 市民の誰もがライフステージに応じた文化活動に取り組んでおり、文化施設も活発に利用されている。
- ③ 地域の伝統的な文化遺産が適切に保存継承されている。
- ④ 本市の文化の魅力を市内外に十分に発信することにより、都市のイメージが向上し、市民が誇りに思っている。
- ⑤ 「だれでも、いつでも、どこでも、学びたいときに学べる」を目標に、ライフステージに応じた学習機会が整備され、市民の生涯学習に対する意欲が高いまちとなっている。

(2) 現状と課題

[現状1] 文化芸術に関する活動者や鑑賞者の減少

[課題] 文化を継承していく担い手を育成する必要がある。

[現状 2] 文化施設の維持更新と文化活動の発表を行いやすい場の不足

[課題] 持続可能な市民サービスの提供を目指し、計画的な設備の更新等に取り組む必要がある。
市民が発表活動を行うために利用しやすい規模の施設を整備する必要がある。

[現状 3] 伝統文化の保存継承を行う担い手不足

[課題] 四日市の誇りとして魅力を発信するとともに、次世代へ引き継いでいくための担い手を育成する必要がある。

[現状 4] 文化の魅力を発信する事業の実施

[課題] 都市イメージの向上と四日市の名を全国に知らしめるシティプロモーションと市民への文化の効用をより充実させる必要がある。

[現状 5] 人生100年時代に求められる生涯学習の場

[課題] 多様な地域課題を解決し、人生100年時代をいきいきと過ごすための魅力的で参加しやすい生涯学習の場を提供する必要がある。

Ⅲ．四日市市の文化振興の基本目標と基本方向

本市は、「四日の市」の名が示すように商業の町として、また、東海道五十三次の宿場町、陣屋・代官所が置かれた町として、さらには、四日市港を抱える港町、日本有数の石油化学コンビナートが展開し、近年には世界最先端、最大級の半導体工場が立地するなど産業都市として発展してきました。

その成長過程の中で、高度経済成長期には大気汚染によって「四日市公害」が発生しましたが、市民・企業・行政が一体となって環境改善に取り組み、その経験から得た知識や環境技術を広く国内外に情報発信するため、「四日市公害と環境未来館」を設置し、環境先進都市を目指して歩んでいます。

このような歴史の中で、本市には、指定あるいは登録の文化財だけでも150件を超えるほど多くの有形・無形の文化的な遺産が受け継がれています。また、宿場町、港町であるが故に人・モノ・情報が盛んに行き交い、文化人、産業人など多くの先賢を生み出す基盤にもなり、これらのことが本市の多様な文化の形成に大きく貢献しています。

進取の気性に富み、多くの人々や文化を積極的に受け入れてきた開放的な市民文化が本市の根源的な魅力であり、本来の個性と言えます。また、長い歴史を持つ文化団体の活動やその連合体が市民の文化を醸成する基盤ともなってきました。これらを受け継ぎ、さらに活力に満ちたアイデンティティとして発展させるとともに、最先端の芸術や高度な学術を取り入れつつ、不足していた部分を補いながら次世代に引き継ぐことが、我々現代に生きる者の使命でもあります。

このような歴史的背景や経過等を踏まえつつ、伝統的な文化や市民による文化、そして都市政策としての文化とが、産業との調和を図りながら、本市の文化力を高めていくため、次の事項を基本目標、基本方向とします。

1. 文化振興の基本目標

産業と文化が調和する 住みたくなるまち・住み続けたくなるまちに (まちへの誇り・希望)

文化は、すべての人間に与えられた人権です。人間は皆文化的に生きる権利を有しています。文化的に生きる権利とは、自己発見、自己実現、自己変革、社会参加、社会変革の権利であり、年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、すべての人に保障されるべきものです。このことを基本にして、四日市らしいまちを再構築していきたいと考えます。

本市の長い歴史の中で培われてきた市民の「まちへの誇りと希望」をキーワードとして、市民がもっと生き生きとし、そして子や孫にも素敵な四日市市を残すことができるように、市民・企業・行政が協働して、文化と産業が調和した「住みたくなるまち」そして「住み続けたくなるまち」に向けて、文化行政を再構築することを目指します。

2. 文化振興の基本方向

以下は、基本目標を達成するための基本的な方向を示します。

(1) 市民主体の文化活動が展開しやすいまち

文化活動の担い手は市民です。市は、市民の自由で自主的な文化活動を尊重し、これを支援するという視点から、日頃の文化活動の成果を発表したり、文化活動を行ったりする場の確保や優れた文化を鑑賞する機会など、市民が文化活動を展開しやすい環境づくりに取り組むことが必要です。また、地域でのコミュニケーション密度が低下している現状を踏まえ、文化を通じた市民の出会いの場づくりへの支援に努めます。

(2) 文化と産業が共鳴する魅力のあるまち

文化の振興は、都市の魅力を高める重要な要素で、産業振興の基盤でもあります。また、都市の経済力、農業・工業・商業の振興は豊かな文化を育む原動力でもあります。

このように文化と産業は、都市の活力の両輪です。文化と産業が互いに響き合う、活気と魅力にあふれたまちをつくりたいと考えます。

産業都市のイメージが強い本市においては、市内にある企業や企業に勤める人たちにも文化活動にかかわっていただき、文化の担い手となって活躍することで地域の一員であるという意識の醸成を図り、文化と産業の有機的な関係を築きます。

また、活発な文化活動は、関連する産業の誘致につながります。文化的な産業の集積と企業の文化化による魅力あるまちを目指します。

(3) 四日市の文化が見えるまち

文化を生かした地域づくりを推進するには、市民が本市の文化を誇りに思い、本市に住んでいることに喜びを感じることも重要であり、また市民が文化を日々の生活の中で感じることも必要です。そのためには、市民に芸術・学術、市民の文化活動、伝統文化、指定文化財をはじめとする文化遺産などが見える形にするとともに、文化性豊かな都市景観についても、その維持・増進に努めます。

(4) 情報を受発信するまち・文化が交流するまち

文化活動や伝統文化は、外部の評価を得られたとき、さらにその輝きを増します。外部に向かって開かれた活動を目指すためには、さまざまな文化情報の受信機能や発信機能を充実していくことが必要です。このことによって、幅広い分野や地域で交流し合うことが可能となり、お互いの価値観を認め合い、切磋琢磨していくことによって、新たな文化の創造への刺激にもなります。

(5) 文化遺産・伝統行事・伝承文化を保護・保存、継承、活用するまち

四日市で生まれ、培われてきた文化遺産・伝統行事・伝承文化については、文化財指定の有無にかかわらず、地域への愛着や郷土意識を生み出す重要な文化資源です。市民とともに地域の埋もれた文化遺産の再発見に努め、それらの保護・保存、継承、活用を基盤としながら新たな四日市の文化を創造するという視点が大切です。市は、市民による主体的な保護・保存、継承、活用など

の活動や担い手育成などの課題解決に向けて支援を行います。また、支援の一環として一元的な情報の受発信に取り組んだり、子どもや若者が地域の文化遺産に関心を持ち参加に繋がるよう、支援のありようやしくみを構築していきます。

(6) すべての人を大切にすま

すべての人は、文化的に生きる権利があります。子ども、高齢者、障害者、在住外国人等を取り巻く文化的環境について、きめ細かく整備していく必要があります。すべての人の「文化的に生きる権利」を尊重し、誰もが文化芸術を享受したり、多様な文化活動が行えるなど、市民が豊かな潤いに満ちた暮らしを創造するサポートに努めます。

IV. 四日市市の文化行政の取り組みの方向性

自治体の文化政策は「市民文化政策」と「都市文化政策」の2つに分けることができます。ここでは「Ⅱ. 文化行政の現状と課題」第4項の現状と課題をもとに、文化行政の取り組みの方向性をその観点で整理します。さらに、ヒューマンウェア、ソフトウェア、ハードウェアに分類し、四日市市文化振興条例に定める6つの施策のどれに該当するかをまとめました。

※四日市市文化振興条例に定める6つの施策の柱

- ①多様な文化活動の促進
- ②文化の担い手の育成
- ③伝統文化の保全及び継承
- ④文化交流の促進
- ⑤文化に関する情報の発信
- ⑥文化を創造する環境づくり

1. 文化行政の3つの資源

文化行政は、ヒューマンウェア、ソフトウェア、ハードウェアの3つの資源から成り立っています。この文化振興ビジョンでは、ヒューマンウェアを市民、ソフトウェアを事業や指針、ハードウェアを施設と定義します。実情を把握し、市民のニーズをくみ取ったうえで、ソフトウェア、ハードウェアを構築・活用していくことが何より大切です。

2. 市民文化政策

文化に触れるということは人間らしく生きるための権利です。ユネスコが1976年に採択した大衆の文化生活への参加及び寄与を促進する勧告によれば、「文化的に生きる権利」とは、情報や知識等を獲得する権利、自己表現の権利、コミュニケーションの権利のことを指しています。つまり、社会権と自由権、両方の要素があるのです。そして、この権利が保障されるためには、適切な経済的・社会的政策が存在することが前提とされています。年齢、国籍、障害の有無や経済

的・地理的理由などにかかわらず、すべての市民が差別なく、公平、平等に人権としての文化を享受できるように行われる取り組みのことを「市民文化政策」といいます。

さらに、前述の勧告には、文化生活への参加のためには、社会の構成員が諸活動の実施と評価、文化政策の策定に関与することも前提とされています。日常の生活やまちづくりの場面の中に、文化芸術を取り込むというプロセスを通して、多様な市民が出会いつながりあい、価値観を交え、相互に支えあう関係を築いていくことが大切です。

(1) 市民文化政策におけるヒューマンウェア・ソフトウェア

	分野	文化行政の取り組みの方向性	該当する政策の柱
市民文化政策	ヒューマンウェア ソフトウェア	身近で手軽に発表や鑑賞ができる場を提供する。	① ② ③ ④ ⑥
		学習機会の充実と参加方法を多様にする。	① ② ③ ④ ⑥
		時勢や市民のニーズを勘案した多様な内容での文化の公演や展示事業を開催する。	① ② ⑥
		誰にも開かれた、参加しやすい文化の公演や展示事業を行う。	① ② ⑥
		市民に身近に感じられる施策を展開する。	① ④ ⑥
		世代間交流でまちの文化や誇りを伝承する。	② ③ ④ ⑥
		市民の豊かな文化活動が多様に創造されるよう、必要に応じたサポートを行う。	① ⑥
		まちに誇りを感じられるよう、地域の自然や文化、伝統を保全していくための支援をする。	③

(2) 今後重視していくヒューマンウェア・ソフトウェアの取り組み

(子どもを対象とした文化事業の拡充)

- ・子どもが未就園・未就学のときから文化に親しむきっかけとなる機会や、芸術家が市内小中学校を訪問する機会を提供することにより、次世代の文化芸術の担い手を育むとともに、豊かな感性や創造性、コミュニケーション能力のある子どもの育成にもつなげます。
- ・子どもたちが自己肯定感を高めるとともに、他者理解とコミュニケーションの能力を獲得できるよう、文化芸術活動に取り組む機会を設けることによって、子どもたちの「生きる力」の基盤の形成に努めます。

- ・すべての子どもたちとその保護者が一緒に伝統文化に触れる機会や文化体験ができる機会を充実させます。
- ・子どもを対象とした文化事業の実施にあたっては、NPO団体や文化活動団体など文化芸術に関する活動経験や事業実施のノウハウ等を豊富に有する団体との連携・協働を積極的に行い、各団体の活動支援にも繋げていきます。

(文化芸術に触れる機会の保障)

- ・障害者、低所得者、ひとり親世帯、子育て世代や介護世代、外国人等をはじめとする文化活動に参加する環境が十分とは言えない人たちが、文化を通して人や地域とつながり、社会参加することが促進されるよう、鑑賞や創作・体験の機会の充実に取り組みます。

(文化芸術を担うひとづくり)

- ・市民の多様な文化活動をより一層推進するために、きめ細かな相談対応や事業の調整、人材のマッチングなどを担うアートマネージャー、アートコーディネーターを育成するとともに、多様な人が文化に興味を持ち、参画できるようなしくみを構築します。

(市民の文化活動の環境づくり)

- ・災害や感染症等による制限下にあっても、市民の文化活動の灯が途絶えることのないように支援を行うとともに、安全確保に留意しながら適時の文化振興施策を実施します。

(誇りの醸成とまちの魅力の向上)

- ・地域の文化遺産を将来にわたって地域で継承できるよう、保存継承団体のネットワークづくりによるノウハウや人材育成手法などを共有することで、保存会単体でなく力を集めた継承に取り組み、豊かなまちづくりと地域への愛着や誇りの醸成を図ります。

(多様な生涯学習機会と情報の提供)

- ・誰もが生きがいを持って過ごし、その活力を地域社会づくりにつなげることができるよう、幅広い分野にわたる学習機会を提供し、市民のライフステージに応じた活動を推進します。
- ・多様な媒体を活用した情報提供に加え、さまざまな機会を活用し

た市民ニーズの把握に努めることで、生涯学習活動を支援します。

(3) 市民文化政策におけるハードウェア

	分野	文化行政の取り組みの方向性	該当する施策の柱
市民文化政策	ハードウェア	若い世代が文化的な活動が出来る場とフレキシブルな利用方法の整備をする。	① ② ⑥
		施設に付随する駐車場の充実だけでなく、公共機関との連携を充実し、誰もが利用しやすい環境を整備する。	⑥
		誰もが利用しやすいような条件整備をする。	① ④ ⑥
		学習利用できる場を充実する。	① ② ⑥

(4) 今後重視していくハードウェアの取り組み

(市民の文化活動の環境づくり)

- ・市民の多様で活発な文化活動を促し、文化を創造する環境づくりを推進するため、音楽や演劇、舞踊等の舞台公演に必要な音響等の舞台装置を備えた市民グループが利用しやすい規模のホールを整備します。
- ・市民ニーズの把握に努めながら既存施設の機能・役割を見直し、より柔軟で効果的な利活用を検討することで、文化活動の場の充実を図ります。

3. 都市文化政策

都市の持つ魅力とは、政治的な意味合いや経済的な利便性を越えたところにあり、それは都市の文化が持つ魅力であるとも言えます。文化芸術を自然・産業・商業等の他分野に絡めながら都市全体の活性化を実現するための取り組みを「都市文化政策」といいます。これは公平・平等を重視した市民文化政策とは異なり、政策的判断に基づく選択的、集中的、選別的なアプローチです。その遂行のためには、都市の将来像を共有するとともに、その実現のための資源を育て、取り組みの成果を発信することが欠かせません。発信することは外部から評価を得ることにつながり、内省をする必要が生まれま

す。この繰り返しによって私たちのまちならではの個性が確立し、市民が愛着を深め、いつまでも住み続けたいと思うことのできるまちが実現できるのです。

(1) 都市文化政策におけるヒューマンウェア・ソフトウェア

	分野	文化行政の取り組みの方向性	該当する施策の柱
都市文化政策	ヒューマンウェア ソフトウェア	国際色のある新たな文化を創出する。	① ④ ⑥
		地域の自然や文化、伝統を大切にし、次代へ引き継ぐ取り組みを充実する。	② ③
		市の魅力発信に活用できるなど、市民文化の向上及び発展に資する文化遺産（文化財の指定の有無にかかわらず）の適切な保存・継承を進めるとともに、文化遺産の記録、保存、閲覧についてのしくみづくりに取り組み、情報発信に努める。	③ ⑤
		まちに誇りを感じられるよう、歴史や成り立ちを掘り起こし伝承する。	③ ⑤
		文化遺産や歴史などをまちの誇りとして十分に発信していく工夫をする。	③ ⑤
		文化行政に関する周辺市町との広域ネットワークを形成する。	③ ④ ⑥
		文化の公演や展示事業等の開催協力等を通じた他都市との文化交流を推進する。	④ ⑤ ⑥
		市の魅力、文化力を全国に発信するシティプロモーションを多様に展開し、「まち」のイメージアップを図る。	④ ⑤
		四日市市の都市イメージと四日市ならではの文化の情報を発信するため、市や事業主体が広報・PRを活発に展開するほか、市民自らの取り組みを促進する。	① ⑤
		文化、観光、産業、環境など、四日市から全国発信できる文化的な資源を持つ部局が連携した戦略的なシティプロモーションを推進する。	⑤
		文化施設が集積する市街地と周辺地域とにおける公平感や経済的負担に配慮して、文化に触れる機会づくりに努める。	① ⑥
		市内外への文化情報の発信の現状を総合的に再点検し、より効果的な発信となるよう工夫する。	⑤ ⑥
地場産業・伝統産業だけでなく、現在のまちを支える産業とともに文化土壌を形成していく。	② ③ ④ ⑥		

(2) 今後重視していくヒューマンウェア・ソフトウェアの取り組み

(文化交流と新たな文化の創出)

- ・日本人市民と外国人市民が互いの文化に触れる市民参加型の事業を展開することで、それぞれの文化への理解を深める機会とし、国際色のある新たな文化の創出につなげます。

(誇りの醸成とまちの魅力向上)

- ・市内の有形無形の文化財を調査・整理し、市指定文化財「旧四日市市役所四郷出張所（四郷村役場）」のような核となる文化財を周辺の地域資源と関連づけて保存・活用していくために、文化財保存活用地域計画を策定し、地域の活性化につなげていきます。
- ・地域の文化遺産を観光資源としての活用にもつなげられるよう、将来にわたり適切に保存継承していく構想について調査検討を行います。

(文化事業による魅力発信と市民の文化力向上)

- ・全国公募の音楽イベントや地域の多様な芸能など市民の文化力に光をあてたイベントの開催により、市民が文化に親しむ場を提供するとともに、本市の文化の魅力を市内外に発信し、シティプロモーションにつなげます。
- ・これまでに築いた芸術家等とのネットワークを活用し、スキルアップを支援する事業等を充実させ、市民の文化力の向上を図ります。

(3) 都市文化政策におけるハードウェア

	分野	文化行政の取り組みの方向性	該当する政策の柱
都市文化政策	ハードウェア	中心市街地や四日市港、主要駅前など、場所を特定した文化的な環境整備、都市景観形成の推進を検討する。	① ⑥
		まちの文化を支える基礎的な施設としての図書館の再整備を検討する。	① ② ④ ⑤ ⑥
		既存の施設（公共・民間とも）を有効利用する。	① ⑥
		文化会館・総合会館など、それぞれの公共施設を本来の使命に応じた使い分けができるようにする。	① ⑥
		小・中規模ホール等、新たな文化施設の整備を検討する。	① ⑥

(4) 今後重視していくハードウェアの取り組み

(市民の文化活動の環境づくり)

- ・将来にわたって誰もが快適に、かつ安心安全に利用できる施設として、設備更新をはじめ、アセットマネジメントの考え方に基づく計画的な修繕・更新により、施設・設備の長寿命化を図ります。
- ・音楽や演劇、舞踊等の舞台公演に必要な音響等の舞台装置を備えた市民グループが利用しやすい規模のホールを整備します。

V. 文化振興ビジョンの推進に向けて

1. 文化振興ビジョンにおける行政、財団、市民の役割について

本市の文化行政においては、行政、財団、市民が相互に連携し協働することをビジョンの基本姿勢とします。そのため、それぞれの役割を踏まえ、文化によるまちづくりに主体的に取り組まなければなりません。その上で果たすべきそれぞれの役割について、以下に記します。

(1) 行政（四日市市）

① 庁内における横断的連携

産業、教育、まちづくり、医療や福祉をはじめ、行政全般を文化的視点からとらえ、文化振興に関する施策を本市全体で総合的かつ効果的に推進するため、教育、人権、まちづくりなどの担当課を含めた四日市市文化行政総合企画調整会議によって、庁内の横断的連携を図ります。そこにおいては、推進中の施策に関して進捗状況の確認等を行い、全庁一体となって文化振興による本市の課題解決、魅力向上を図ります。

② 文化行政を担う人材の育成

文化行政担当者は、市民の文化的人権を保障するため、多様な文化芸術や市民社会、行政などの主体をつなぐアートマネジメント人材としての資質向上に努めます。さらに、文化行政の専門知識を身に付けた職員を養成し、関係各所への配置の必要性を検討するなどの取り組みを行います。

③ 市民主体の文化行政を目指して

文化は市民生活全体及び都市政策に密接にかかわり、影響を与えます。そのため、行政にあっては、あらゆる行政分野において文化の視点を持つと同時に、市職員一人ひとりの意識改革に努め、市民が文化の担い手であると同時に、文化は市民に保障された基本的人権であるという基本的な認識を持って、市民の参画によって施策の立案・実施をしていかねばなりません。こうしたことから、市民が参加し協議する機関として四日市市文化振興に関する

市民会議を設置し、文化行政の進行管理を行う機会とします。

市民の自主・自発的、多様で創造性豊かな文化活動を尊重し、施設などの環境整備や専門的な研修への参加機会の提供、財政的措置などを充実させたり、市民の文化活動を積極的に市内外に発信したりすることで、活動にかかわる市民の意欲や情熱がさらに高まるように努めます。

④文化の魅力によるシティプロモーション

本市には、地域で大切に守り継がれてきた文化財・文化遺産など、本市ならではの文化の魅力も豊富に有しています。これらを市内外に発信することで伝統文化の保存継承を図るとともに、シビックプライドの醸成に向けた文化によるシティプロモーションに取り組んでいきます。

(2) 財団

公益財団法人四日市市文化まちづくり財団は、本市のまちづくりの一翼を担い、市民の文化・芸術振興を図るため、市の最良のパートナーとして、市との役割分担を明確にしながら、発展的・拡大的な観点で事業活動を推進しています。

長年培ってきた文化芸術に関するノウハウやネットワークを活かし、本市と地域の円滑な協力・連携を促進するために、両者の立場を踏まえ、行政とは独立した立場で調整を行うコーディネーター的役割の充実を図ります。

そして、市民に文化を提供する機構としての役割を認識し、社会動向などを分析しながら、戦略的に文化事業を実施していくよう努めます。

(3) 市民

市民は、自らの活動を通して自己実現をしているだけでなく、個々の持っている独創性を発揮してまちの文化を向上させ、支えています。そのため、市民には自主・自発的かつ、多様で創造的な文化活動が求められるとともに、誰もが文化・芸術を享受する権利を持っているということを認め、それを尊重し合う必要があります。

そして、個々の力を結集することで、より輝きを増し、より大きな

力を発揮できます。また、より広い視野に立った活動により、豊かな地域社会づくりへの推進力となることが望まれます。その中でも、特に企業においては、その業務や企業使命を明らかにしたり、環境改善・保全へのたゆまぬ努力や文化的な取り組みを積極的に市民に還元していくことが望まれます。企業と個人がお互いを知り、ともにまちの文化を推進し、市域に存在する責務を果たすことで、四日市を豊かで創造性の高いまちへと導く力となります。

2. 市民協働による推進

市民の行政への参画意識や社会貢献意識の高まりによって始まった市民活動は、公共の場で重要な役割を担っています。本市の文化行政においては、かねてから市民との協働によってさまざまな施策に取り組んできました。このような市民活動を持続的に発展させるために市民協働の促進を図り、そして誰もが暮らしやすいまちづくりに資することを目的として、市は、平成26年12月に「四日市市市民協働促進条例」を制定しています。これに基づき、市民協働促進計画を策定し、全庁的に、総合的かつ計画的な推進に努めているところです。

文化の振興においても、NPO 団体や文化活動団体など文化芸術に関する活動経験や事業実施のノウハウ等を豊富に有する団体との連携・協働を積極的に行うなど市民協働をより推進して、市民と市とが互いに対等の立場であることを自覚するとともに、それぞれの役割を理解しながら文化の振興を図り、豊かな地域社会の実現を目指していきます。市民と市がそれぞれ対等のパートナーとして役割を果たし、お互いがその役割に応じて主役となり、また脇役となって支え合うことで、活発で元気な文化活動が展開される、それがこのまちの魅力になります。魅力のあるまちには、市外県外からも人がやってきます。市民の活動が新たな市民を招き、四日市の魅力をますますアップさせるパワーとなるのです。

VI. 施策の進行管理と評価

本ビジョンの基本方向に沿って施策が展開され、基本目標の実現が進んでいるかどうか進行管理を行うことが重要です。

市では、庁内の企画・調整を図る「四日市市文化行政総合企画調整会議」（庁内会議）と文化振興実施計画について市民が参加して協議する「四日市市文化振興に関する市民会議」（市民会議）を、文化行政を進める上での両輪として位置づけ、「四日市市文化振興審議会」（審議会）において文化の振興に関する基本計画の修正・変更、進行管理を行っています。

市では、補助事業や委託事業なども含め、いくつかの文化振興施策を市民の参画と協働により展開しています。また、市民が独自に行う文化的事業も数多くあります。これらの施策や事業の成果が、市民文化の向上やさまざまな資産（ストック）形成にどのように寄与しているかの評価も市民と市とがともに行うことが必要です。そのために、審議会、庁内会議、市民会議と連携し、文化振興実施計画に沿った施策の実施と、その進捗を測る目安として市民目線のわかりやすい指標を設け、意見を述べやすく施策に反映しやすくするようなシステムの構築に今後とも取り組んでいきます。

また、市民は自らの責任において行う事業にも公共性があることを認識し、事業実施の有効性や妥当性等について評価を行うことが必要となります。

市民と市が互いに評価し合うことで、互いに鍛えられ、ますますパワーアップすることが期待されます。

文化振興の推進イメージ

四日市市文化振興審議会
(四日市市文化振興条例第7条に基づき設置)

文化の振興に関する事項について、
必要な調査及び審議を行い、市長に
意見を述べる機関

策定・変更

文化の振興に関する基本計画
(文化振興ビジョン)

四日市市文化振興実施計画
(文化振興に関する具体的な事業を全庁
的に取りまとめている。)

四日市市文化行政総合企画調整会議

- ①実施計画の企画調整
- ②実施計画の実施状況の評価
- ③市民会議との協議

四日市市文化振興に関する市民会議

- ①実施計画に関する事項について協議
- ②庁内会議との協議

「四日市市文化振興ビジョン」の評価指標（数値目標）

本ビジョンの評価を行うため、施策の進捗状況を測る目安として、四日市市文化振興条例にある6つの施策の柱を基本とした下記の7項目を評価指標として設定します。単年度ごとにこの指標の評価・検討を行い、課題・問題点を把握することにより、迅速で確実な施策の推進を図ります。

	指標	指標説明	該当する 施策の柱	H30 実績	R11 目標	(参考) R2 実績	実績の算出方法
I	文化会館及び三浜文化会館における練習室等の利用者数	文化芸術活動者の増加を図るため、文化会館及び三浜文化会館における練習室等の利用者数を増加させる。	①②⑥	117,242人	123,000人	52,958人	文化会館（第1・2リハーサル室、第1～3練習室、第1・3・4展示室）と三浜文化会館（リハーサル室A・B、練習室A～D、展示室A・B、陶芸室）の利用者総数
II	文化事業の後援件数	発表の場の整備により、市民の文化活動の成果を発表する事業が増加し、市の後援件数も増加する。	①②④⑥	126件	150件	49件	文化振興課において後援名義使用を許可した件数
III	文化遺産の保持団体がおこなう担い手育成事業の参加者数	文化財指定の有無に関わらず、地域で保存・継承されている文化遺産について、保持団体がおこなう担い手育成事業を補助する。	②③④⑥	8人※	60人	0人	四日市市地域の文化遺産の保存・継承支援事業補助金を活用して実施された担い手育成等につながる事業の参加者数（※R1年度実績）
IV	子どもを対象とした文化事業の参加者数	子どもたちの豊かな感性とまちに対する誇りを育むため、優れた文化芸術や伝統文化に触れる機会を提供する。	②③④		3,300人	413人	文化振興課及び保育幼稚園課において実施したこども芸術体験事業の参加者数
V	多文化共生推進に関連した文化事業の参加者数	日本人市民と外国人市民がそれぞれの文化への理解を深めるため、互いの文化に触れる市民参加型事業への参加人数の増加を図る。	①④⑥	670人	850人	202人	日本文化理解講座、国際理解講座、多文化共生フェスタよっかいち、ふれあい講座の参加者数（多文化共生推進室）
VI	文化と生涯学習に関する情報提供を行うサイトへのアクセス数	市民の文化・生涯学習活動がより行いやすくなるよう環境を整備し、若者等の地域への定着や地域の活性化を図るとともに、本市の文化の振興に資する。	①⑤	92,195回	96,800回	48,563回	「四日市市文化・音楽情報ステーション」と「四日市市の生涯学習情報サイト まなぼうや」のアクセス数（ページビュー数）
VII	市政アンケート「芸術文化に親しむ場と機会の提供」に対する満足度（評価得点）の平均値	すべての市民が文化芸術に触れることのできる機会を保障する。	①②③④⑥	3.11	3.27	3.12	市政アンケートのうち、取り組みに対する満足度を問う設問で、「芸術文化に親しむ場と機会の提供」の項目の満足度（評価得点）の平均値